

## 平成 30 年度組織機構見直しに伴う常任委員会の所管部署について

### 1 委員会別所管部署の見直し(案)について

現在		見直し後	
理事	地方創生・事業推進担当	—	—
		副市長 直轄組織	(仮称)行財政改革・公共施設等マネジメント推進室
市長公室	秘書広聴課	市長公室	政策経営課
	政策経営課		(仮)秘書室
	情報広報課		情報広報課
総務部	総務課	総務部	総務課
	防災安全室		(仮)危機管理担当
	検査管財課		検査管財課
市民部 (一部)	税務課 <small>(総務部へ移行)</small>		税務課 <small>(市民部から)</small>
	納税課 <small>(総務部へ移行)</small>		納税課 <small>(市民部から)</small>
市民部 (一部)	市民課	市民部	市民課
	国保年金課		国保年金課 (仮)生活環境課 (仮)市民協働課
保健福祉部	社会福祉課	保健福祉部	社会福祉課
	介護長寿課		介護長寿課
	子ども家庭課		子ども家庭課
	健康づくり増進課		健康づくり増進課
環境経済部	農林水産課	(仮)都市産業部	農林水産課
	環境保全課 <small>(課名を変更し市民部へ移行)</small>		—
	観光商工課		観光商工課
			(仮)都市整備課 <small>(現行の土木部から)</small> (仮)地域未来投資推進室

土木部	都市整備課 <small>((仮)都市産業部へ移行)</small>	(仮)建設部	—
	道路建設課 <small>(課名の変更)</small>		(仮)道路課
上下水道部	下水道課		下水道課
	水道課		水道課
会計管理者	会計課		会計管理者
教育委員会	学校教育課	教育委員会	学校教育課
	生涯学習課		生涯学習課
			(仮)スポーツ振興課
監査委員	監査委員事務局	監査委員	監査委員事務局
農業委員会	農業委員会事務局	農業委員会	農業委員会事務局
消防本部	消防総務課	消防本部	消防総務課
	警防課		警防課
	予防課		予防課
	西消防署		西消防署
	東消防署		東消防署

- … 総務委員会
- … 文教厚生委員会
- … 産業建設委員会

## 2 委員会別所管部署数について

委員会区分	現在		見直し後	
	所管部署数	所管課局数	所管部署数	所管課局数
総務委員会	7部	13課1局1担当	6部	12課1局1室
文教厚生委員会	3部	8課	3部	11課
産業建設委員会	4部	7課1局	3部	6課1局1室

### 3 かすみがうら市議会委員会条例 新旧対照表について

現行	改正(案)
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び<u>その所管</u>)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 6人</p> <p><u>市長公室、総務部、消防本部、会計課、市民部のうち税務課及び納税課並びに監査委員事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会に属しない事項</u></p> <p>(2) 文教厚生委員会 5人</p> <p><u>市民部(税務課及び納税課の所管に属する事項を除く。)、保健福祉部及び教育委員会事務局の所管に関する事項</u></p> <p>(3) 産業建設委員会 5人</p> <p><u>環境経済部、農業委員会事務局、土木部及び上下水道部の所管に属する事項</u></p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び<u>所管</u>)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 6人</p> <p><u>市長公室、総務部、消防本部、会計課及び監査委員事務局の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</u></p> <p>(2) 文教厚生委員会 5人</p> <p><u>市民部、保健福祉部及び教育委員会の所管に関する事項</u></p> <p>(3) 産業建設委員会 5人</p> <p><u>都市産業部、建設部及び農業委員会事務局の所管に関する事項</u></p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>

※ 改正箇所をゴシック体と下線で表示しています。